

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局 建 設 業 課 長
建設市場整備課長

令和 2 年度第 1 次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について

新型コロナウイルス感染症は、経済活動に大きな影響を及ぼしており、先行きについても、感染症拡大の収束が見通せるまでは、極めて厳しい状況が続くと見込まれています。

政府として、こうした認識に立ち、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することとし、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定しております。（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定、4 月 20 日変更）

これを踏まえ、新型コロナウイルスの経済対策を盛り込んだ令和 2 年度第 1 次補正予算が、令和 2 年 4 月 30 日に成立いたしました。

この度、経済対策に係る建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を別紙 1 のとおり、特に雇用調整助成金及び持続化給付金の活用について別紙の 2 のとおりまとめております。雇用調整助成金については、工事の一時中止の場合でも対象となるほか、元請・下請の別なく給付されることとされており、また、持続化給付金は一人親方を含む個人事業者も対象となる予定となっております。

貴職におかれましては、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

以上